

敬天ブログ様

URの告発は転売禁止においては今でも問題視できると思いますが
来年三月までの二〇〇〇㎡以上の建築義務においては
その時期まで待つて告発した方が良いのではないのでしょうか

M & Aにおける脱法行為が転売に当たるのか否かは

頭のいい弁護士さんが考えたことでしょうかから法的にどうなるかわかりません

URから村上ファンドへの売却、そしてM & Aによる転売

更にM & Aで売却しようとしていることは確かです

村上氏は巨額の利益を得

今度はPAGが利益を得ようとしているのは確かです

告発して裁判で長く争って真相を暴いてはどうでしょうか

これ以外にもいろいろな事が出てくるはずですよ